第6回 独立行政法人国立印刷局契約監視委員会(審議概要)

開催日及び場所	平成22年12月15日(水) 国立印刷局本局特別会議室
委員	委員長 小林 芳郎 (今川橋法律事務所弁護士) 委 員 栗田 誠 (千葉大学大学院専門法務研究科教授) 委 員 黒川 行治 (慶應義塾大学商学部教授) 委 員 榎本 隆英 (独立行政法人国立印刷局監事) 委 員 高橋 静雄 (独立行政法人国立印刷局監事)
審議対象	・平成22年度上半期に契約締結された調達案件のうち、競争性のない随意契約及び一者応札・一者応募の契約についての個別審議(151件) ・平成21年度以前に締結された複数年契約で平成22年4月1日時点においても契約が継続中の調達案件のうち、これまでの契約監視委員会において審議されていない調達案件であって、競争性のない随意契約及び一者応札・一者応募の契約についての個別審議(14件)

議事		内 容	
随意契約等見直し計画 及び平成22年度上半 期の契約の適正化の推 進に関する取組状況に ついて	平成22年5月策定・公表の「随意契約等見直し計画」を説明し、平 成22年度上半期における契約の適正化の推進に関する取組状況につ		
平成22年度上半期契 約締結状況の報告	対象契約165件について、契約締結状況を報告した。		
審議方法	審議対象契約の件数が多いことから、効率的な審議の実施が必要なため、以下の方法で行うこととした。 1 審議する個別契約案件を委員が選定する。 2 選定された個別契約案件を委員会の場で審議する。 3 選定された個別契約案件以外の契約については、国立印刷局常勤の委員が個別契約案件の審議内容を踏まえ点検する。 4 3の点検結果を持ち回り、各委員が審議し、委員長が決定する。		
個別契約案件審議	6件	選定された6件について、審議を行った。	
競争性のない随意契約	3件	「製紙用毛布」(物品の購入) 「特殊印刷用紙の製造(1)(抄造・巻替・封包作業)」 (用紙の製造) 「穿孔器保守」(役務)	
一者応札・一者応募の契約	2件	「稲わらパルプ」(物品の購入) 「員数機(双頭員数機)」(機械の製造)	
複数年契約のうち 一者応札・一者応募 の契約	1件	「産業廃棄物の収集運搬・処理作業」(役務)	
委員からの意見・質問、 それに対する回答等	別紙の	とおり	

審議の結論	指摘事項なし
国立印刷局常勤の委員 による点検及び持ち回 り審議	委員会で個別に審議した案件以外の案件について、審議内容を踏まえて点検し、その結果を持ち回り、各委員が審議をした。 [持ち回り審議の結果] 点検の結果について、相当であることが報告され、委員長により決定された。(平成23年4月11日)
「民間企業の購買・調達 部門の経験者の意見活 用」についての状況報告	委員から紹介を受けた民間企業の会社概要及び適格性を説明し、コスト削減に係る意見の聴取について協力要請を行ったことを報告した。今後、コスト削減に係る方策を聴取し、国立印刷局の調達契約における活用方法の検討を行い、次回の委員会で報告することとされた。
平成23年度契約監視 委員会における委員長 及び委員長代理の選出	持ち回りによる委員の互選により、小林委員を委員長に決定。 また、小林委員長が栗田委員を委員長代理に指名。 (平成23年4月11日)

意見・質問	回 答
◇個別契約案件審議 1 【競争性のない随意契約】 「製紙用毛布」	
随意契約の理由である特許等の排他的権利の内容はどのようなものか。また、その特許等は必要不可欠なものなのか。	毛布自体に繋ぎ目があるとそこに当たった部分の紙が損紙になってしまうが、契約相手方の製品は繋ぎ方を工夫しており、それが特許の一つである。また、本件毛布は、表面性及び搾水性に優れた機能を含めた特許も有している。それらの機能がないと製品の紙質が変化し、最終的には流通適性にも影響するため、現状ではこれらの特許を使わざるを得ない。
◇個別契約案件審議 2 【競争性のない随意契約】 「特殊印刷用紙の製造 (1) (抄造・巻替・封包作業)」 業者が一者しかないことにより、調達できなくなるリスクをどのように回避しているのか。	発注については受注量見合いで行っている が、在庫を持つことが必要なことから、時期に よって異なるが、多めに在庫を持ちながら対応 しているところである。
◇個別契約案件審議3 【競争性のない随意契約】 「穿孔器保守」 この穿孔器自体はどのような方法で調達しているのか。	穿孔器自体は随意契約で調達している。
◇個別契約案件審議4 【一者応札・一者応募の契約】 「稲わらパルプ」 この契約相手方以外が参入することは難しいか。	「稲わらパルプ」は、市場において多く流通している材料ではなく、他業者の参入が見られない状況であり、国立印刷局としては他業者にサンプルを出すように働きかけている。しかし、契約相手方が原材料購入ルートを確保し、加工においても既に設備投資が行われており、他業者の参入が難しいのが現状のようである。

◇個別契約案件審議5

【一者応札・一者応募の契約】 「員数機(双頭員数機)」

技術審査によって不合格となった業者がいたようだが、理由はなにか。

用紙の積載高さの不足、用紙の破れの制御装置の不備、フレームの構造の弱さ、2つのカウンターヘッドの員数が合致しなかった場合の機構が不備であることなど、当局の要求する仕様を満たしていなかったことが理由である。

◇個別契約案件審議6

【複数年契約のうち一者応札・一者応募の契約】 「産業廃棄物の収集運搬・処理作業」

産業廃棄物の処理については、一般的に法令違反による問題が多いと聞くが、処理施設の規模などの実態について、実際に現地確認を行っているか。

今回の審査対象ではないが、今年度契約した分については、廃棄物の分類ごとに3つに分けて入 札を行ったとのことだが、効果等はどうか。 契約した後には、契約担当部門と所管部門で、 処理施設の現地の確認をしている。

産業廃棄物に関する許可は、分類ごとに分かれているので、一括発注した場合には、応札者が発注した廃棄物のすべての許可を受けている者に限られてしまうため、多くの業者が参加可能になるように、今年度は分類ごとに3分割して入札を行い、その結果、それぞれ二者以上の応札があった。